

国立研究開発法人国立循環器病研究センター医療安全監査委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は医療法施行規則第15条の4第2号の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターの医療に係る安全管理の確保を行うため、法人に国立研究開発法人国立循環器病研究センター医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員4名で構成され、委員長及び委員の過半数は、当センターと利害関係のない者（以下「外部委員」という。）でなければならない。

2 委員の構成は、次に掲げる者をもって充てる。

一 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

二 医療を受ける者その他医療従事者以外の者（一に掲げる者を除く。）

3 前項に定める委員は、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、理事長が指名した日から当該指定の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委任の任期は、前任者の残任期とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(開催)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は外部委員のうちから、委員の互選により選出する。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 委員会は、年に2回以上開催しなければならない。

(業務)

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等から医療の安全管理に係る業務執行の状況の報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施するものとする。

二 一の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は院長に対して是正措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

三 一及び二に掲げる業務について、その結果を公表するものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、医療安全管理室が処理する。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年 3月30日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。